

# 新宿区では、子育て支援サービスの充実を図っています。

新宿区では、次代を担う子どもたちが健やかに育つ「子育てしやすいまち」の実現に向けて、「新宿区次世代育成支援計画」を策定しています。この計画に基づいて、保育園・子ども園の拡充や認証保育所の増設、区の子育て支援の拠点となる子ども総合センターの開設、すべての区立小学校での放課後子どもひろば事業の実施など、様々な子育て支援施策を充実させてきました。

この計画が26年度で終了することから、27年度から5年間を計画期間とする新たな「次世代育成支援計画」を策定するため、この度、区民の皆様アンケート調査を実施することといたしました。

調査の実施にあたり、新宿区における子育て支援への取り組み状況等についてお知らせするため、このリーフレットを作成しました。

皆様におかれては、アンケート調査前に、ぜひご覧いただくとともに、アンケート調査にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

## 保育サービスの充実と待機児童解消への取り組み

新宿区では、保育施設定員数について、平成16年度と比較して1,300人以上、平成20年度以降の5年間だけを見ても、1,000人以上の受け入れ枠を拡大してきました。

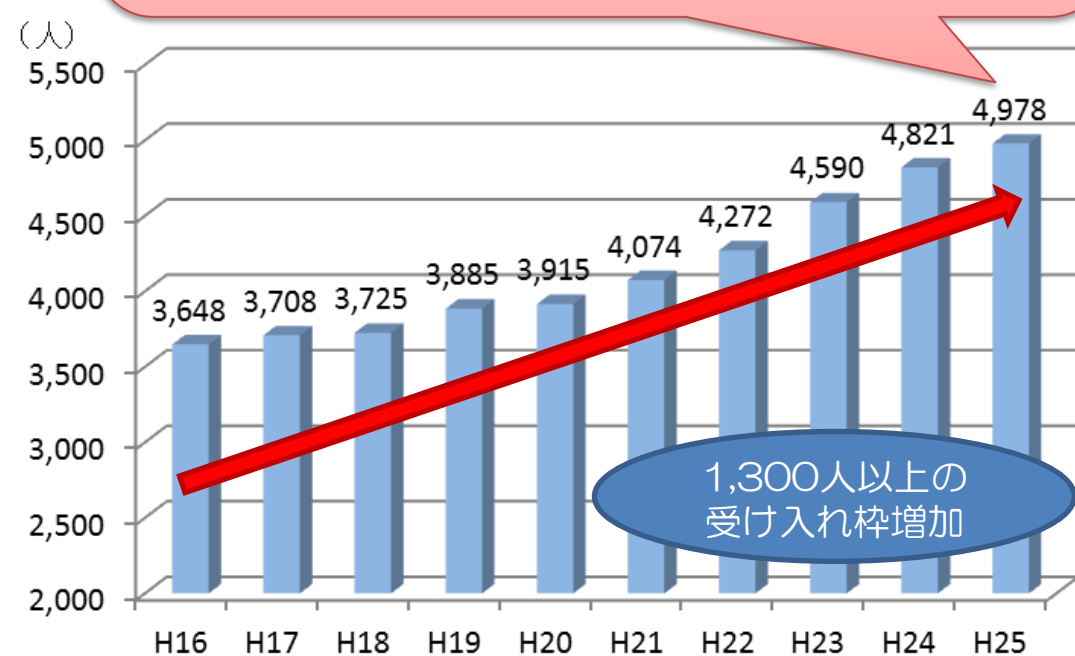
しかし、出生数の増加や子育て世代の転入等により、25年度も待機児童が発生している状況にあります。

そこで区では、これまでの計画に加え、賃貸物件等を活用した私立認可保育所を4か所、東京都のスマート保育事業を活用した保育ルーム3か所を、25年度中に整備し、300名以上の受け入れ枠を拡充します。

区では、今後も保育ニーズを十分に把握しながら、待機児童解消に向けた取り組みを行ってまいります。

### 新宿区の就学前児童人口に対する保育定員割合は23区トップクラス！

平成25年4月1日現在の就学前児童人口に対する保育所等の定員割合は40.7%で、23区でトップクラスとなっています。



【図表】保育施設定員合計数の推移  
※保育園・子ども園・認証保育所・保育ルーム等含む

### ● お問合せ先 ●

新宿区子ども家庭部子ども家庭課企画係

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

TEL 03(5273)4260

ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

## ■ 新宿区における子育て支援サービスの主な取り組み状況

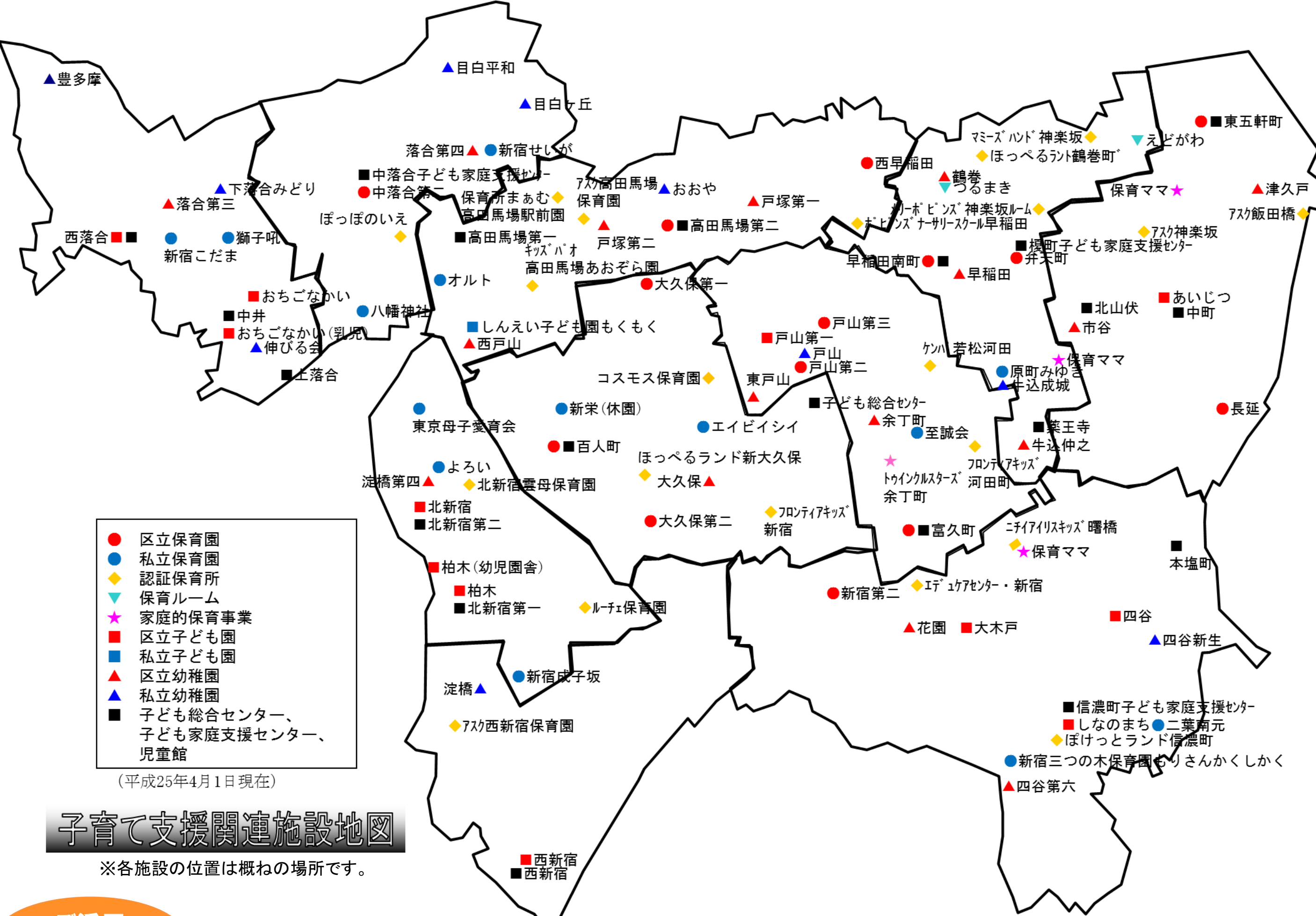
新宿区では、これまで、様々な子育て支援サービスの充実を図ってきました。以下、主なものをご紹介します。

項目名	平成16年度	平成21年度	平成25年度	
<b>保育園・子ども園の充実を図っています。</b> 区では、待機児童の解消に向けて、区立・私立認可保育園の定員拡充、認証保育所等の増設を進めるとともに、就学前の子どもの成長を見据えた一貫した保育・教育を行うために、子ども園化を推進しています。	認可保育園 子ども園 認証保育所 合計(定員)	園数：41園 (定員：3,557人)	園数：47園 (定員：3,980人)	園数：59園 (定員：4,920人)
	認可保育園 (区立・私立)	園数：38園 (定員：3,441人)	園数：38園 (定員：3,552人)	園数：27園 (定員：2,838人)
	子ども園 (区立・私立)	—	園数：1園 (定員：102人)	園数：11園 (定員：1,233人)
	認証保育所	園数：3園 (定員：116人)	園数：8園 (定員：326人)	園数：22園 (定員：849人)
<b>一時保育を充実させています。</b> 日中一時的に子どもを預けることが必要になった時に、お子さんをお預かりする「一時保育」の充実を図っています。  ※保育園・子ども園では、「専用室型」以外に、お子さんの該当するクラス定員に空きがある場合に利用できる「空き利用型」を実施しています。	「専用室型」 (保育園・子ども園)	設置数：2か所	設置数：4か所	設置数：12か所
	「ひろば型」	—	設置数：2か所	設置数：4か所
<b>学童クラブの充実を図っています。</b> 学校内学童クラブの設置等により学童クラブ事業の充実を図っています。	学童クラブ (区立)	設置数：21か所 定員：905人	設置数：26か所 定員：1,180人	設置数：26か所 定員：1,200人
<b>学校を拠点とした子どもの居場所づくりを進めています。</b> 学校施設を活用した「放課後子どもひろば」の整備を19年度から開始し、23年度からは区立小学校全校で実施しています。	放課後 子どもひろば	—	設置数：18か所	設置数：29か所 (区立小学校全校)
<b>子ども総合センターを開設したほか、子ども家庭支援センターの拡充を図っています。</b> 新宿区の子育て支援の拠点施設として、23年4月に「子ども総合センター」を開設したほか、子どもと家庭の総合相談、乳幼児親子の仲間づくり、児童虐待の予防・早期発見等のきめ細かな対応を図るため、子ども家庭支援センターの拡充を図っています。	子ども家庭支援センター：1か所	子ども家庭支援センター：3か所	子ども総合センター (平成23年4月1日開設) 子ども家庭支援センター：3か所	

**子育て支援施設・事業の内容説明**

アンケート調査の設問内には、様々な子育て支援のための施設・事業が出てきます。その主な内容をご紹介します。

施設名	内容	H25.4.1現在の状況
●●認可保育園	家庭で保育ができないお子さんを預かる施設です。区立保育園、私立保育園、公設民営保育園があります。	【認可保育園】 区立保育園 14園 私立保育園 13園
■区立認定こども園	保育園と幼稚園の機能を併せ持ち、0歳児から就学前までの子どもの成長と発達を見据えた保育・教育を行う施設です。区立子ども園、私立子ども園があります。	【認定こども園】 区立子ども園10園 私立子ども園 1園
■私立認定こども園	保育園機能の利用を「長時間保育」、幼稚園機能の利用を「短・中時間保育」といいます。	
▼区立保育ルーム	区が待機児童解消対策の一環として、小学校及び幼稚園舎の一部を活用して開設した保育施設です。	【区立保育ルーム】 2か所
★家庭的保育事業	家庭的保育者が家庭的な雰囲気の中で保育します。家庭的保育者の自宅でお子さんを預かる「保育ママ」と、保育所が家庭的保育者を雇用して支援・連携する「保育所実施型」があります。	【保育ママ】3人 【保育所実施型】1か所
◆認証保育所	東京都の認証基準を満たし、保育を希望するお子さんをお預かりする施設です。	【認証保育所】 22か所
▲区立幼稚園	幼児教育を行う施設です。区立幼稚園、私立幼稚園があります。	【区立幼稚園】16園 【私立幼稚園】10園
▲私立幼稚園		
■子ども総合センター・子ども家庭支援センター	子ども総合センター、子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭に関する相談や虐待防止、親子のひろば等の活動を行っています。また、子ども総合センターでは、子どもの発達や関連サービスに関する相談を受け、必要に応じて支援利用計画の作成、通所による支援等を行っています。	【子ども総合センター】1か所 【子ども家庭支援センター】3か所
■児童館（児童コーナー含む）	「児童館・児童コーナー」は、0歳～18歳までの子どもとその保護者が利用できる施設です。遊戯室・音楽室・図書室などで自由に遊んだり、講座や行事への参加、乳幼児親子の居場所づくりもっており、身近な相談の場としてもご利用いただいています。	【子ども総合センター児童コーナー】1か所 【子ども家庭支援センター児童コーナー】3か所 【児童館】16館
児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいないお子さんを預かり、放課後の遊びや生活指導を行います。	【児童クラブ】26か所
放課後子どもひろば	小学校の施設を活用し、子どもたちが自由に活動する「遊びと学びの場」です。	【放課後子どもひろば】29か所（小学校全校）



- 区立保育園
- 私立保育園
- ◆ 認証保育所
- ▼ 保育ルーム
- ★ 家庭的保育事業
- 区立子ども園
- 私立子ども園
- ▲ 区立幼稚園
- ▲ 私立幼稚園
- 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館

(平成25年4月1日現在)

**子育て支援関連施設地図**

※各施設の位置は概ねの場所です。

**ご利用ください！ 新宿区子育てバリアフリーマップ**

新宿区では、乳幼児のお子さんを連れた外出時に便利な設備（授乳スペース、おむつ替え設備など）のある区有施設を紹介した「子育てバリアフリーマップ（ウェブ版、アプリ版）」を作成し、無料で公開しています。ぜひご利用ください！

**WEB版** 下記URLで検索（新宿区地域ポータルサイト「しんじゅくノート」内）  
[http://shinjuku.mycl.net/kosodate\\_map\\_shinjuku/](http://shinjuku.mycl.net/kosodate_map_shinjuku/)

**アプリ版** 下記QRコードから無料でダウンロード！



iPhoneをご利用の方はこちら



Android端末をご利用の方はこちら

事業名	内容
保育施設の延長保育	認可保育園、子ども園（長時間保育）等において、就労等の理由でお迎えが基本開所時間を超える場合に保育します。
幼稚園の預かり保育	幼稚園で基本時間終了後に、お子さんを預かる事業です。
子ども園の預かり保育	子ども園の短・中時間保育のお子さんを、基本保育時間終了後や土曜日、長期休業日等に預かる事業です。
認可保育園等の一時保育	認可保育園、子ども園で、一時的にお子さんの保育が必要な時に預かる事業で、「専用室型」と「空き利用型」の2種類があります。
定期利用保育	パートタイム勤務などの短時間就労等で、複数月継続して保育を必要とする方のためにお子さんを預かる事業です。
ファミリーサポート事業	保育施設へのお子さんの送迎や短時間の預かりなど、子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、援助を受けたい方（提供会員）の相互援助活動です。
子どもショートステイ	一時的にお子さんを養育できない場合に、宿泊により、施設または区内の協力家庭でお子さんをお預かりする事業です。
保育施設の休日保育	保育施設の休業日である日曜・祝日に、就労により家庭で保育できない場合に保育する事業です。
保育施設の年末保育	保育施設の年末休園時に、就労により家庭で保育できない場合に保育するものです。